

○厚生労働省令第八十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十三條並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八條第三十九号及び第四十号並びに別表第九第六百三十四号及び第六百三十五号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十月二十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十條の見出し中「有害物」を「危険物及び有害物」に改め、同條中「に掲げる物」を「の上欄に掲げる物を含む製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）」に改める。

第三十二條及び第三十三條を削り、第三十一條を第三十二條とし、第三十條の次に次の一條を加える。

第三十一條 令第十八條第四十号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

第三十四条を第三十三条とし、第三十四条の二を第三十四条とする。

第三十四条の二の二の見出し中、「有害物」を「危険物及び有害物」に改め、同条中「別表第九第六百三十一号」を「別表第九第六百三十四号」に、「同表第一号から第六百三十号までに掲げる物をその重量の一パーセント（ベンゼンにあつては、容量の一パーセント）を超えて含有する製剤その他の物」を「別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）」に改め、同条を第三十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十五号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一 ジクロルベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロルベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及び

その塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の

〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

四 オルトートリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトートリジン及びその塩の含有量が

重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の〇

・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量

の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下

）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パー

セント以上〇・五パーセント以下であるもの

第三十四条の二の六中「第六百三十号」を「第六百三十三号」に改め、「（ベンゼンにあつては、容量パ

「パーセント」を削る。

第九十五条の三の次に次の一条を加える。

第九十五条の三の二 法第九十六条の二第五項において準用する法第九十一条第三項の証票は、様式第二十

一号の二の三によるものとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量 (重量パーセント)
アクリルアミド	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	一パーセント未満

イソブチルアルコール	一パーセント未満
イソプロピルアルコール	一パーセント未満
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満
エチルエーテル	一パーセント未満
エチレンイミン	〇・一パーセント未満
エチレンオキシド	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	〇・三パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	〇・三パーセント未満
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	〇・三パーセント未満

五酸化バナジウム	○・一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	○・一パーセント未満
クロロホルム	一パーセント未満
クロルベンゼン	一パーセント未満
クロム酸又はクロム酸塩	○・一パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満
キシレン	○・三パーセント未満
カドミウム化合物	○・一パーセント未満
過酸化水素	一パーセント未満
オルトーフタロジニトリル	一パーセント未満
オルトージクロルベンゼン	一パーセント未満
オーラミン	一パーセント未満
塩化ビニル	○・一パーセント未満

シアン化カリウム	四アルキル鉛	次亜塩素酸カルシウム	三酸化砒素 ^ひ	酢酸メチル	酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸アミル)	酢酸ノルマループロピル	酢酸ノルマルーブチル	酢酸エチル	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	酢酸イソプロピル	酢酸イソブチル	コールタール
一パーセント未満	—	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満

	シアン化ナトリウム	一パーセント未満
	四塩化炭素	一パーセント未満
	一・四―ジオキサソ	一パーセント未満
	シクロヘキサノール	一パーセント未満
	シクロヘキサノン	一パーセント未満
	一・二―ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）	一パーセント未満
	一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	一パーセント未満
	ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）	一パーセント未満
	三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン	〇・一パーセント未満
	N・N―ジメチルホルムアミド	〇・三パーセント未満
	臭化メチル	一パーセント未満
	重クロム酸又は重クロム酸塩	〇・一パーセント未満
	硝酸アンモニウム	―

	水銀又は無機水銀化合物（硫化水銀を除く。）	○・三パーセント未満
	スチレン	○・三パーセント未満
	一・一・二・二―テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）	一パーセント未満
	テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）	○・一パーセント未満
	テトラヒドロフラン	一パーセント未満
	一・一・一―トリクロルエタン	一パーセント未満
	トリクロルエチレン	○・一パーセント未満
	トリレンジイソシアネート	一パーセント未満
	トルエン	○・三パーセント未満
	鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。）	○・一パーセント未満
	ニツケルカルボニル	○・一パーセント未満
	ニトログリセリン	―
	ニトロセルローズ	―

二硫化炭素	○・三パーセント未満
ノルマルヘキサン	一パーセント未満
パラジメチルアミノアゾベンゼン	一パーセント未満
パラニトロクロルベンゼン	一パーセント未満
ピクリン酸	—
フェノール	○・一パーセント未満
一・三ブタジエン	○・一パーセント未満
一ブタノール	一パーセント未満
二ブタノール	一パーセント未満
弗化水素 ^{ふっ}	一パーセント未満
ベータプロピオラクトン	○・一パーセント未満
ベンゼン	○・一パーセント未満
ペンタクロルフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩	○・三パーセント未満

	ホルムアルデヒド	○・一パーセント未満
	マゼンタ	○・一パーセント未満
	メタノール	○・三パーセント未満
	メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
	メチルエチルケトン	一パーセント未満
	メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満
	メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満
	メチルノルマルブチルケトン	一パーセント未満
	沃 ^{よう} 化メチル	一パーセント未満
	硫化水素ナトリウム	一パーセント未満
	硫化ナトリウム	一パーセント未満
	硫酸ジメチル	○・一パーセント未満
備考	名称等を表示すべき危険物及び有害物から除かれる物	

一 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物のうち、加鉛ガソリン

二 ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のもの

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第三十四条の二関係）

物	含有量 (重量パーセント)
アクリルアミド	○・一パーセント未満
アクリル酸	一パーセント未満
アクリル酸エチル	○・一パーセント未満
アクリル酸ノルマルーブチル	○・一パーセント未満
アクリル酸二―ヒドロキシプロピル	○・一パーセント未満

アクリル酸メチル	○・一パーセント未満
アクリロニトリル	○・一パーセント未満
アクロレイン	一パーセント未満
アジ化ナトリウム	一パーセント未満
アジピン酸	一パーセント未満
アジポニトリル	一パーセント未満
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	○・一パーセント未満
アセトアミド	○・一パーセント未満
アセトアルデヒド	○・一パーセント未満
アセトニトリル	一パーセント未満
アセトフェノン	一パーセント未満
アセトン	○・一パーセント未満
アセトンシアノヒドリン	○・一パーセント未満

アニリン	○・一パーセント未満
アミド硫酸アンモニウム	一パーセント未満
二―アミノエタノール	○・一パーセント未満
四―アミノ―六―ターシャリーブチル―三―メチルチオ―一・二・四―トリアジン―五(四H)―オン(別名メトリブジン)	一パーセント未満
三―アミノ―一H―一・二・四―トリアゾール(別名アミトロール)	○・一パーセント未満
四―アミノ―三・五・六―トリクロロピリジン―二―カルボン酸(別名ピクロラム)	一パーセント未満
二―アミノピリジン	一パーセント未満
亜硫酸水素ナトリウム	○・一パーセント未満
アリルアルコール	一パーセント未満
一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	○・一パーセント未満
アリル水銀化合物	○・一パーセント未満

アリル―ノルマル―プロピルジスルフイド	○・一パーセント未満
亜りん酸トリメチル	一パーセント未満
アルキルアルミニウム化合物	一パーセント未満
アルキル水銀化合物	○・一パーセント未満
三―（アルファ―アセトニルベンジル）―四―ヒドロキシクマリン（ 別名ワルファリン）	○・一パーセント未満
アルファ・アルファ―ジクロロトルエン	○・一パーセント未満
アルファ―メチルスチレン	○・一パーセント未満
アルミニウム水溶性塩	一パーセント未満
アンチモン及びその化合物	○・一パーセント未満
アンモニア	○・一パーセント未満
三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル〓 イソシアネート	○・一パーセント未満

イソシアン酸メチル	○・一パーセント未満
イソブレン	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアニリン	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアミノホスホン酸O―エチル―O―(三―メチル―	○・一パーセント未満
四―メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	○・一パーセント未満
イソプロピルアミン	一パーセント未満
イソプロピルエーテル	○・一パーセント未満
三―イソプロポキシ―ニートリフルオロメチルベンズアニリド (別名	一パーセント未満
フルトラニル)	
イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	一パーセント未満
イソホロン	○・一パーセント未満
一塩化硫黄	一パーセント未満
一酸化炭素	○・一パーセント未満

一酸化窒素	一パーセント未満
一酸化二窒素	〇・一パーセント未満
イットリウム及びその化合物	一パーセント未満
イプシロンーカプロラクタム	一パーセント未満
二ーイミダゾリジンチオン	〇・一パーセント未満
四・四'-(四ーイミノシクロヘキサー二・五ージエニリデンメチル)	〇・一パーセント未満
ジアニリン塩酸塩 (別名C I ベイシツクレッド九)	
インジウム及びその化合物	一パーセント未満
インデン	〇・一パーセント未満
ウレタン	〇・一パーセント未満
エタノール	〇・一パーセント未満
エタンチオール	一パーセント未満
エチリデンノルボルネン	〇・一パーセント未満

エチルアミン	一パーセント未満
エチルエーテル	○・一パーセント未満
エチル―セカンダリ―ペンチルケトン	一パーセント未満
エチル―パラ―ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E PN）	○・一パーセント未満
○―エチル―S―フェニル〓エチルホスホノチオロチオナート（別名 ホノホス）	○・一パーセント未満
二―エチルヘキサ酸	○・一パーセント未満
エチルベンゼン	○・一パーセント未満
エチルメチルケトンペルオキシド	一パーセント未満
N―エチルモルホリン	○・一パーセント未満
エチレンイミン	○・一パーセント未満
エチレンオキシド	○・一パーセント未満

エチレングリコール	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	○・一パーセント未満
エチレンクロロヒドリン	○・一パーセント未満
エチレンジアミン	○・一パーセント未満
一・一―エチレン―二・二―ビピリジニウムジブロミド（別名ジクアット）	○・一パーセント未満

	二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン	一パーセント未満
	二―(四―エトキシフェニル)―二―メチルプロピル―三―フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)	一パーセント未満
	エピクロロヒドリン	○・一パーセント未満
	一・二―エポキシ―三―イソプロポキシプロパン	一パーセント未満
	二・三―エポキシ―一―プロパナール	○・一パーセント未満
	二・三―エポキシ―一―プロパノール	○・一パーセント未満
	二・三―エポキシプロピル―フェニルエーテル	○・一パーセント未満
	エメリー	一パーセント未満
	エリオナイト	○・一パーセント未満
	塩化亜鉛	○・一パーセント未満
	塩化アリル	○・一パーセント未満
	塩化アンモニウム	○・一パーセント未満

塩化シアン	一パーセント未満
塩化水素	〇・一パーセント未満
塩化チオニル	一パーセント未満
塩化ビニル	〇・一パーセント未満
塩化ベンジル	〇・一パーセント未満
塩化ベンゾイル	一パーセント未満
塩化ホスホリル	一パーセント未満
塩素	一パーセント未満
塩素化カンフエン（別名トキサフエン）	〇・一パーセント未満
塩素化ジフェニルオキシド	一パーセント未満
黄りん	〇・一パーセント未満
四・四'-オキシビス（二-クロロアニリン）	〇・一パーセント未満
オキシビス（チオホスホン酸）〇・〇・〇'-〇'-テトラエチル（別名	〇・一パーセント未満

スルホテツプ)	
四・四 ^ノ ―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	一パーセント未満
オキシビスホスホン酸四ナトリウム	一パーセント未満
オクタクロロナフタレン	一パーセント未満
一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四 ・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン(別名 クロルデン)	〇・一パーセント未満
二―オクタノール	一パーセント未満
オクタン	一パーセント未満
オゾン	〇・一パーセント未満
オメガ―クロロアセトフェノン	〇・一パーセント未満
オーラミン	〇・一パーセント未満
オルト―アニシジン	〇・一パーセント未満

オルトークロロステレン	一パーセント未満
オルトークロロトルエン	○・一パーセント未満
オルトージクロロベンゼン	一パーセント未満
オルトーセカンダリブチルフェノール	一パーセント未満
オルトーニトロアニソール	○・一パーセント未満
オルトーフタロジニトリル	一パーセント未満
過酸化水素	○・一パーセント未満
ガソリン	○・一パーセント未満
カテコール	○・一パーセント未満
カドミウム及びその化合物	○・一パーセント未満
カーボンブラック	○・一パーセント未満
カルシウムシアナミド	一パーセント未満
ぎ酸	○・一パーセント未満

クロロアセトン	一パーセント未満
クロロアセトアルデヒド	○・一パーセント未満
クロロアセチルクロリド	一パーセント未満
クロム及びその化合物	○・一パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満
クレオソート油	○・一パーセント未満
グルタルアルデヒド	○・一パーセント未満
クメン	一パーセント未満
銀及びその水溶性化合物	○・一パーセント未満
キシレン	○・一パーセント未満
キシリジン	○・一パーセント未満
ギ酸メチル	一パーセント未満
ギ酸エチル	一パーセント未満

クロロエタン（別名塩化エチル）	○・一パーセント未満
二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・	○・一パーセント未満
五―トリアジン（別名アトラジン）	
四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
クロロジフルオロメタン（別名HFC―二二）	○・一パーセント未満
二―クロロ―六―トリクロロメチルピリジン（別名ニトラピリン）	一パーセント未満
二―クロロ―一・一・二―トリフルオロエチルジフルオロメチルエー	○・一パーセント未満
テル（別名エンフルラン）	
一―クロロ―一―ニトロプロパン	一パーセント未満
クロロピクリン	一パーセント未満
クロロフェノール	○・一パーセント未満
二―クロロ―一・三―ブタジエン	○・一パーセント未満
二―クロロプロピオン酸	一パーセント未満

五塩化りん	一パーセント未満
鉍油	○・一パーセント未満
ゲルマン	一パーセント未満
ケテン	一パーセント未満
けつ岩油	○・一パーセント未満
軽油	○・一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	○・一パーセント未満
四―クロロ―二―メチルアニリン及びその塩酸塩	○・一パーセント未満
クロロメタン（別名塩化メチル）	○・一パーセント未満
クロロホルム	○・一パーセント未満
クロロペンタフルオロエタン（別名CFC―一一五）	一パーセント未満
クロロベンゼン	○・一パーセント未満
二―クロロベンジリデンマロノニトリル	○・一パーセント未満

固形パラフィン	一パーセント未満
五酸化バナジウム	○・一パーセント未満
コバルト及びその化合物	○・一パーセント未満
五弗 ^{ふっ} 化臭素	一パーセント未満
コールタール	○・一パーセント未満
コールタールナフサ	一パーセント未満
酢酸	○・一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満
酢酸一・三―ジメチルブチル	一パーセント未満
酢酸鉛	○・一パーセント未満
酢酸ビニル	○・一パーセント未満
酢酸ブチル	一パーセント未満
酢酸プロピル	一パーセント未満

酢酸ベンジル	一パーセント未満
酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）	〇・一パーセント未満
酢酸メチル	一パーセント未満
サチライシン	〇・一パーセント未満
三塩化りん	一パーセント未満
酸化亜鉛	一パーセント未満
酸化アルミニウム	一パーセント未満
酸化カルシウム	一パーセント未満
酸化チタン（IV）	一パーセント未満
酸化鉄	一パーセント未満
一・二酸化ブチレン	〇・一パーセント未満
酸化プロピレン	〇・一パーセント未満
酸化メシチル	〇・一パーセント未満

三酸化二ほう素	一パーセント未満
三臭化ほう素	一パーセント未満
三弗化塩素 三 ^{ふっ} 化塩素	一パーセント未満
三弗化ほう素 三 ^{ふっ} 化ほう素	一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
N・N'ジアセチルベンジジン	〇・一パーセント未満
ジアセトンアルコール	〇・一パーセント未満
ジアゾメタン	〇・一パーセント未満
シアナミド	〇・一パーセント未満
二シアノアクリル酸エチル	〇・一パーセント未満
二シアノアクリル酸メチル	〇・一パーセント未満
二・四ジアミノアニソール	〇・一パーセント未満
四・四ジアミノジフェニルエーテル	〇・一パーセント未満

ジエチルアミン	二―（ジエチルアミノ）エタノール	ジエタノールアミン	ジイソプロピルアミン	ジイソブチルケトン	シアン化ナトリウム	シアン化水素	シアン化カルシウム	シアン化カリウム	四アルキル鉛	二・四―ジアミノトルエン	四・四―ジアミノジフェニルスルフィド	四・四―ジアミノジフェニルスルフィド
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

ジエチルケトン	一パーセント未満
ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）	○・一パーセント未満
一・二―ジエチルヒドラジン	○・一パーセント未満
ジエチレントリアミン	○・一パーセント未満
四塩化炭素	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサソ	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサソ―二・三―ジイルジチオビス（チオホスホン酸）	一パーセント未満
○・○・○'・○'―テトラエチル（別名ジオキサチオン）	
一・三―ジオキサソ	○・一パーセント未満
シクロヘキサノール	○・一パーセント未満
シクロヘキサノン	○・一パーセント未満
シクロヘキサソ	○・一パーセント未満
シクロヘキサミン	○・一パーセント未満

二―シクロヘキシルビフェニル	○・一パーセント未満
シクロヘキセン	一パーセント未満
シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ	一パーセント未満
シクロペンタジエン	一パーセント未満
シクロペンタン	一パーセント未満
ジクロロアセチレン	一パーセント未満
ジクロロエタン	○・一パーセント未満
ジクロロエチレン	○・一パーセント未満
三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン	○・一パーセント未満
ジクロロジフルオロメタン (別名CFC―一二)	一パーセント未満
一・三―ジクロロ―五・五―ジメチルイミダゾリジン―二・四―ジオ ン	一パーセント未満
三・五―ジクロロ―二・六―ジメチル―四―ピリジノール (別名クロ	一パーセント未満

	ピドール)	
	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	一パーセント未満
	二・二―ジクロロ―一・一―トリフルオロエタン (別名HCFC ―一二三)	一パーセント未満
	一・一―ジクロロ―一―ニトロエタン	一パーセント未満
	三―(三・四―ジクロロフェニル)―一・一―ジメチル尿素 (別名ジ ウロン)	一パーセント未満
	二・四―ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	一パーセント未満
	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	〇・一パーセント未満
	一・四―ジクロロ―二―ブテン	〇・一パーセント未満
	ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-12)	〇・一パーセント未満
	一・二―ジクロロプロパン	〇・一パーセント未満
	二・二―ジクロロプロピオン酸	一パーセント未満

一・三―ジクロロプロペン	○・一パーセント未満
ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	○・一パーセント未満
四酸化オスミウム	一パーセント未満
ジシアン	一パーセント未満
ジシクロペンタジエニル鉄	一パーセント未満
ジシクロペンタジエン	一パーセント未満
二・六―ジ―ターシャリーブチル―四―クレゾール	○・一パーセント未満
一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）	一パーセント未満
ジチオりん酸O―エチル―O―（四―メチルチオフェニル）―S―ノルマル―プロピル（別名スルプロホス）	一パーセント未満
ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―（二―エチルチオエチル）（別名ジスルホトン）	○・一パーセント未満

<p>ジチオりん酸 O・O―ジエチル―S―エチルチオメチル (別名ホレート)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ジチオりん酸 O・O―ジメチル―S―「(四―オキソ―一・二・三―ベンゾトリアジン―三(四H)―イル)メチル」 (別名アジンホスメチル)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ジチオりん酸 O・O―ジメチル―S―一・二―ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ジナトリウム 〓四―「(二・四―ジメチルフェニル)アゾ」―三―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート (別名ポンソーMX)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ジナトリウム 〓八―「三・三―ジメチル―四―「四―「(四―メチルフェニル)スルホニル」オキシ」フェニル」アゾ」―一・一―「ビフェニル」―四―イル」アゾ」―七―ヒドロキシ―一・三―ナフタレンジスルホナート (別名CIAシッドレッド百十四)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>

ジナトリウム―三―ヒドロキシ―四―「(二・四・五―トリメチルフ エニル)アゾ」―二・七―ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー 三R)	○・一パーセント未満
二・四―ジニトロトルエン	○・一パーセント未満
ジニトロベンゼン	○・一パーセント未満
二―(ジ―ノルマル―ブチルアミノ)エタノール	一パーセント未満
ジ―ノルマル―プロピルケトン	一パーセント未満
ジビニルベンゼン	○・一パーセント未満
ジフェニルアミン	○・一パーセント未満
ジフェニルエーテル	一パーセント未満
一・二―ジブロモエタン(別名EDB)	○・一パーセント未満
一・二―ジブロモ―三―クロロプロパン	○・一パーセント未満
ジブロモジフルオロメタン	一パーセント未満

ジベンゾイルペルオキシド	○・一パーセント未満
ジボラン	一パーセント未満
N・N―ジメチルアセトアミド	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルアニリン	一パーセント未満
〔四―〕〔四―〕(ジメチルアミノ)フェニル 〔四―〕〔エチル(三―スルホベンジル)アミノ〕フェニル 〔四―〕〔エチル(三―二・五―ジエン――イリデン) (エチル) (三―スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット四B)	○・一パーセント未満
ジメチルアミン	○・一パーセント未満
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)	○・一パーセント未満
ジメチルエトキシシラン	○・一パーセント未満
ジメチルカルバモイルクロリド	○・一パーセント未満

ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	○・一パーセント未満
ジメチルジスルフイド	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	○・一パーセント未満
ジメチルヒドラジン	○・一パーセント未満
一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウムジクロリド (別名パラコート)	一パーセント未満
一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩	一パーセント未満
二―(四・六―ジメチル―二―ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル (別名スルホメチユロンメチル)	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルホルムアミド	○・一パーセント未満
一―「(二・五―ジメトキシフェニル)アゾ」―二―ナフトール (別	○・一パーセント未満

シリカ	○・一パーセント未満
シラン	一パーセント未満
しょう脳	○・一パーセント未満
硝酸ノルマループロピル	一パーセント未満
硝酸アンモニウム	—
硝酸	一パーセント未満
臭素化ビフェニル	○・一パーセント未満
臭素	一パーセント未満
しゅう酸	○・一パーセント未満
臭化メチル	○・一パーセント未満
臭化水素	一パーセント未満
臭化エチル	○・一パーセント未満
名シトラスレッドナンバー二	

ジルコニウム化合物	一パーセント未満
人造鉱物繊維	一パーセント未満
水銀及びその無機化合物	○・一パーセント未満
水酸化カリウム	一パーセント未満
水酸化カルシウム	一パーセント未満
水酸化セシウム	一パーセント未満
水酸化ナトリウム	一パーセント未満
水酸化リチウム	一パーセント未満
水素化リチウム	○・一パーセント未満
すず及びその化合物	○・一パーセント未満
スチレン	○・一パーセント未満
ステアリン酸亜鉛	一パーセント未満
ステアリン酸ナトリウム	一パーセント未満

炭化けい素	タリウム及びその水溶性化合物	ロフェジン	トラヒドロ―四H―一・三・五―チアジアジン―四―オン（別名ブプロフェジン）	ニ―ターシャリー―ブチルイミノ―三―イソプロピル―五―フェニルテ	セレン及びその化合物	セスキ炭酸ナトリウム	石油ベンジン	石油ナフサ	石油エーテル	ストリキニーネ	ステアリン酸鉛	ステアリン酸マグネシウム
○・一パーセント未満	○・一パーセント未満			一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満

タングステン及びその水溶性化合物	一パーセント未満
タンタル及びその酸化物	一パーセント未満
チオジ（パラ－フェニレン）－ジオキシ－ビス（チオホスホン酸） ・O・O'・O'－テトラメチル（別名テムホス）	一パーセント未満
チオ尿素	○・一パーセント未満
四・四'－チオビス（六－ターシャリーブチル－三－メチルフェノール）	○・一パーセント未満
チオフェノール	○・一パーセント未満
チオりん酸O・O－ジエチル－O－（二－イソプロピル－六－メチル －四－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	○・一パーセント未満
チオりん酸O・O－ジエチル－エチルチオエチル（別名ジメトン）	○・一パーセント未満
チオりん酸O・O－ジエチル－O－（六－オキソ－一－フェニル－一 ・六－ジヒドロ－三－ピリダジニル）（別名ピリダフェンチオン）	一パーセント未満
チオりん酸O・O－ジエチル－O－（三・五・六－トリクロロ－二－	一パーセント未満

	ピリジル) (別名クロルピリホス)	
	チオりん酸O・O―ジエチル―O―「四―(メチルスルフィニル)フ エニル」(別名フェンスルホチオン)	一パーセント未満
	チオりん酸O・O―ジメチル―O―(二・四・五―トリクロロフェニ ル) (別名ロンネル)	〇・一パーセント未満
	チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―ニトロフェニ ル) (別名フェニトロチオン)	一パーセント未満
	チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―メチルチオフ エニル) (別名フェンチオン)	〇・一パーセント未満
	デカボラン	一パーセント未満
	鉄水溶性塩	一パーセント未満
	一・四・七・八―テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブル 一)	〇・一パーセント未満

テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	○・一パーセント未満
テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)	一パーセント未満
テトラエトキシシラン	一パーセント未満
一・一・二・二―テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満
N―(一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ)―一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)	○・一パーセント未満
テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	○・一パーセント未満
四・五・六・七―テトラクロロ―一・三―ジヒドロベンゾ「c」フラ ン―二―オン (別名フサライド)	一パーセント未満
テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC―一―二)	一パーセント未満
二・三・七・八―テトラクロロジベンゾ―一・四―ジオキシン	○・一パーセント未満
テトラクロロナフタレン	一パーセント未満
テトラナトリウム〓三・三―「三・三―ジメチル―四・四―ビフェ	○・一パーセント未満

<p>ニリレン)ビス(アゾ)」「ビス「五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート」(別名トリパンブルー)</p>	
<p>テトラナトリウムⅡ三・三―「(三・三―ジメトキシ―四・四―ビフェニリレン)ビス(アゾ)」「ビス「五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート」(別名C Iダイレクトブルー十五)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラニトロメタン</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラヒドロフラン</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>テトラフルオロエチレン</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>一・一・二・二―テトラブロモエタン</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>テトラブロモメタン</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>テトラメチルこはく酸ニトリル</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラメトキシシラン</p>	<p>一パーセント未満</p>

テトリル	○・一パーセント未満
テルフェニル	一パーセント未満
テルル及びその化合物	○・一パーセント未満
テレビン油	○・一パーセント未満
テレフタル酸	○・一パーセント未満
銅及びその化合物	○・一パーセント未満
灯油	○・一パーセント未満
トリエタノールアミン	○・一パーセント未満
トリエチルアミン	一パーセント未満
トリクロロエタン	○・一パーセント未満
トリクロロエチレン	○・一パーセント未満
トリクロロ酢酸	○・一パーセント未満
一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフルオロエタン	一パーセント未満

トリクロロナフタレン	一パーセント未満
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）	〇・一パーセント未満
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	〇・一パーセント未満
二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸	〇・一パーセント未満
トリクロロフルオロメタン（別名CFC―一一）	〇・一パーセント未満
一・二・三―トリクロロプロパン	〇・一パーセント未満
一・二・四―トリクロロベンゼン	一パーセント未満
トリクロロメチルスルフェニル―クロリド	一パーセント未満
N―（トリクロロメチルチオ）―一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	〇・一パーセント未満
トリシクロヘキシル―ヒドロキシド	一パーセント未満

一・三・五―トリス（二・三―エポキシプロピル）―一・三・五―トリアジン―二・四・六（一H・三H・五H）―トリオン	○・一パーセント未満
トリス（N・N―ジメチルジチオカルバメート）鉄（別名ファールバム）	○・一パーセント未満
トリニトロトルエン	○・一パーセント未満
トリフェニルアミン	一パーセント未満
トリブロモメタン	○・一パーセント未満
二―トリメチルアセチル―一・三―インダンジオン	一パーセント未満
トリメチルアミン	一パーセント未満
トリメチルベンゼン	一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	○・一パーセント未満
トルイジン	○・一パーセント未満
トルエン	○・一パーセント未満
ナフタレン	○・一パーセント未満

ニトロエタン	一パーセント未満
五―ニトロアセナフテン	○・一パーセント未満
ニトリロ三酢酸	○・一パーセント未満
ニッケル及びその化合物	○・一パーセント未満
二硝酸プロピレン	一パーセント未満
二酸化窒素	○・一パーセント未満
二酸化塩素	一パーセント未満
二酸化硫黄	一パーセント未満
ニコチン	○・一パーセント未満
二亜硫酸ナトリウム	○・一パーセント未満
鉛及びその無機化合物	○・一パーセント未満
一―ナフチル―N―メチルカルバメート（別名カルバリル）	一パーセント未満
一―ナフチルチオ尿素	一パーセント未満

ニトログリコール	一パーセント未満
ニトログリセリン	—
ニトロセルローズ	—
N-ニトロソモルホリン	○・一パーセント未満
ニトロトルエン	○・一パーセント未満
ニトロプロパン	○・一パーセント未満
ニトロベンゼン	○・一パーセント未満
ニトロメタン	○・一パーセント未満
乳酸ノルマルブチル	一パーセント未満
二硫化炭素	○・一パーセント未満
ノナン	一パーセント未満
ノルマルブチルアミン	一パーセント未満
ノルマルブチルエチルケトン	一パーセント未満

ノルマルーブチルー二・三ーエポキシプロピルエーテル	○・一パーセント未満
Nー「ー」(Nーノルマルーブチルカルバモイル)ーHー二ーベン ゾイミダゾリル」カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	○・一パーセント未満
白金及びその水溶性塩	○・一パーセント未満
ハフニウム及びその化合物	一パーセント未満
パラーアニシジン	一パーセント未満
パラークロロアニリン	○・一パーセント未満
パラージクロロベンゼン	○・一パーセント未満
パラージメチルアミノアゾベンゼン	○・一パーセント未満
パラーターシャリーブチルトルエン	○・一パーセント未満
パラーニトロアニリン	○・一パーセント未満
パラーニトロクロロベンゼン	○・一パーセント未満
パラーフエニルアゾアニリン	○・一パーセント未満

	パラベンゾキノン	一パーセント未満
	パラメトキシフェノール	一パーセント未満
	バリウム及びその水溶性化合物	一パーセント未満
	ピクリン酸	—
	ビス(二・三―エポキシプロピル)エーテル	一パーセント未満
	一・三―ビス「(二・三―エポキシプロピル)オキシ」ベンゼン	〇・一パーセント未満
	ビス(二―クロロエチル)エーテル	一パーセント未満
	ビス(二―クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	〇・一パーセント未満
	N・N―ビス(二―クロロエチル)メチルアミン―N―オキシド	〇・一パーセント未満
	ビス(ジチオリン酸) S・S'―メチレン―O・O・O'・O'―テトラエチル(別名エチオン)	一パーセント未満
	ビス(二―ジメチルアミノエチル)エーテル	一パーセント未満
	砒素及びその化合物	〇・一パーセント未満

ヒドラジン	○・一パーセント未満
ヒドラジン一水和物	○・一パーセント未満
ヒドロキノン	○・一パーセント未満
四―ビニル――シクロヘキセン	○・一パーセント未満
四―ビニルシクロヘキセンジオキシド	○・一パーセント未満
ビニルトルエン	一パーセント未満
ビフェニル	一パーセント未満
ピペラジン二塩酸塩	一パーセント未満
ピリジン	○・一パーセント未満
ピレトラム	○・一パーセント未満
フェニルオキシラン	○・一パーセント未満
フェニルヒドラジン	○・一パーセント未満
フェニルホスフィン	○・一パーセント未満

フエニレンジアミン	○・一パーセント未満
フェノチアジン	○・一パーセント未満
フェノール	○・一パーセント未満
フェロバナジウム	一パーセント未満
一・三―ブタジエン	○・一パーセント未満
ブタノール	○・一パーセント未満
フタル酸ジエチル	○・一パーセント未満
フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	○・一パーセント未満
フタル酸ジメチル	一パーセント未満
フタル酸ビス(二―エチルヘキシル) (別名DEHP)	○・一パーセント未満
ブタン	一パーセント未満
一―ブタンチオール	○・一パーセント未満
弗化カルボニル ^{ふっ}	一パーセント未満

フッ化ビニリデン	一パーセント未満
フッ化ビニル	○・一パーセント未満
フッ素及びその水溶性無機化合物	○・一パーセント未満
ニブテナール	○・一パーセント未満
フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満
フルフラール	○・一パーセント未満
フルフリルアルコール	一パーセント未満
一・三ープロパンスルトン	○・一パーセント未満
プロピオン酸	一パーセント未満
プロピルアルコール	○・一パーセント未満
プロピレンイミン	○・一パーセント未満
プロピレングリコールモノメチルエーテル	一パーセント未満
ニブプロピンーーオール	一パーセント未満

ブロモエチレン	○・一パーセント未満
二―ブロモ―二―クロロ―一・一・一―トリフルオロエタン（別名ハロタン）	一パーセント未満
ブロモクロロメタン	一パーセント未満
ブロモジクロロメタン	○・一パーセント未満
五―ブロモ―三―セカンダリ―ブチル―六―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン（別名ブロマシル）	○・一パーセント未満
ブロモトリフルオロメタン	一パーセント未満
二―ブロモプロパン	○・一パーセント未満
ヘキサクロロエタン	○・一パーセント未満
一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エ	○・一パーセント未満
ンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）	

<p>一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四 a・五・六・七・八・八 a―オクタヒドロ―エンド―一・四―エ ンド―五・八―ジメタノナフタレン (別名エンドリン)</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデ ン)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロシクロペンタジエン</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロナフタレン</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ「二・二・一」―五 ―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―一・四・四 a・五・八・八 a―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフ タレン (別名アルドリン)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド</p>	<p>一パーセント未満</p>

	(別名ベンゾエピン)
	へキサクロロベンゼン
	へキサヒドロ―一・三・五―トリニトロ―一・三・五―トリアジン(別名シクロナイト)
	へキサフルオロアセトン
	へキサメチルホスホリツクトリアミド
	へキサメチレンジアミン
	へキサメチレン ジイソシアネート
	へキササン
	一―へキセン
	ベーターブチロラクトン
	ベータープロピオラクトン
一・四・五・六・七・八・八―へプタクロロ―二・三―エポキシ―三	○・一パーセント未満
	○・一パーセント未満
	○・一パーセント未満
	一パーセント未満
	○・一パーセント未満

	a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)	
	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a― テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン (別名ヘプタクロル)	○・一パーセント未満
	ヘプタン	一パーセント未満
	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	○・一パーセント未満
	ペルオキシ二硫酸カリウム	○・一パーセント未満
	ペルオキシ二硫酸ナトリウム	○・一パーセント未満
	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	○・一パーセント未満
	ベンゼン	○・一パーセント未満
	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物	○・一パーセント未満
	ベンズ「a」アントラセン	○・一パーセント未満
	ベンズ「a」ピレン	○・一パーセント未満

ベンゾフラン	○・一パーセント未満
ベンゾ「e」フルオラセン	○・一パーセント未満
ペンタクロロナフタレン	一パーセント未満
ペンタクロロニトロベンゼン	○・一パーセント未満
ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	○・一パーセント未満
一―ペンタナール	一パーセント未満
一・一・三・三・三―ペンタフルオロー二―（トリフルオロメチル）	一パーセント未満
一―プロペン（別名PFIB）	
ペンタボラン	一パーセント未満
ペンタン	一パーセント未満
ほう酸ナトリウム	○・一パーセント未満
ホスゲン	一パーセント未満
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チア	○・一パーセント未満

メタクリル酸メチル	メタクリル酸	メタ－キシリレンジアミン	無水マレイン酸	無水フタル酸	無水酢酸	ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。	ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、	マンガン及びその無機化合物	マゼンタ	ホルムアルデヒド	ホルムアミド	ゾール
○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満		一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	

メタクリロニトリル	○・一パーセント未満
メタジシアノベンゼン	一パーセント未満
メタノール	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸エチル	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	○・一パーセント未満
メチラール	○・一パーセント未満
メチルアセチレン	一パーセント未満
Nーメチルアニリン	一パーセント未満
ニ・ニ―「四―(メチルアミノ)―三―ニトロフェニル」アミノ	○・一パーセント未満
ジエタノール (別名HCブルーナンバー)	
Nーメチルアミノホスホン酸O―(四―ターシャリーブチル―二―ク	一パーセント未満
ロロフェニル)―O―メチル (別名クルホメート)	
メチルアミン	○・一パーセント未満

メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
メチルエチルケトン	一パーセント未満
N―メチルカルバミン酸二―イソプロピルオキシフェニル（別名プロポキスル）	○・一パーセント未満
N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンズ「b」フラニル（別名カルボフラン）	一パーセント未満
N―メチルカルバミン酸二―セカンダリー―ブチルフェニル（別名フェノブカルブ）	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満
メチルシクロヘキサン	一パーセント未満
二―メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ	一パーセント未満
二―メチル―四・六―ジニトロフェノール	○・一パーセント未満

二―メチル―三・五―ジニトロベンズアミド（別名ジニトルミド）	一パーセント未満
メチル―ターシャリー―ブチルエーテル（別名MTBE）	〇・一パーセント未満
五―メチル―一・二・四―トリアゾロ〔三・四―b〕ベンゾチアゾー ル（別名トリシクラゾール）	一パーセント未満
二―メチル―四―（二―トリルアゾ）アニリン	〇・一パーセント未満
二―メチル―一―ニトロアントラキノン	〇・一パーセント未満
N―メチル―N―ニトロソカルバミン酸エチル	〇・一パーセント未満
メチル―ノルマル―ブチルケトン	一パーセント未満
メチル―ノルマル―ペンチルケトン	一パーセント未満
メチルヒドラジン	〇・一パーセント未満
メチルビニルケトン	〇・一パーセント未満
一―〔（二―メチルフェニル）アゾ〕―二―ナフトール（別名オイル オレンジSS）	〇・一パーセント未満

	メチルプロピルケトン	一パーセント未満
	五―メチル―二―ヘキサノン	一パーセント未満
	四―メチル―二―ペンタノール	一パーセント未満
	二―メチル―二・四―ペンタンジオール	一パーセント未満
	二―メチル―N―「三―(二―メチルエトキシ)フェニル」ベンズア ミド(別名メプロニル)	一パーセント未満
	S―メチル―N―(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	一パーセント未満
	メチルメルカプタン	一パーセント未満
	四・四―メチレンジアニリン	〇・一パーセント未満
	メチレンビス(四・一―シクロヘキシレン) ジイソシアネート	〇・一パーセント未満
	メチレンビス(四・一―フェニレン) ジイソシアネート(別名MD I)	〇・一パーセント未満

二―メトキシ―五―メチルアニリン	○・一パーセント未満
一―(二―メトキシ―二―メチルエトキシ)―二―プロパノール	一パーセント未満
メルカプト酢酸	○・一パーセント未満
モリブデン及びその化合物	一パーセント未満
モルホリン	一パーセント未満
沃化メチル	一パーセント未満
沃素	○・一パーセント未満
ヨードホルム	一パーセント未満
硫化ジメチル	一パーセント未満
硫化水素	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満
硫化りん	一パーセント未満

硫酸		一パーセント未満
硫酸ジイソプロピル		○・一パーセント未満
硫酸ジエチル		○・一パーセント未満
硫酸ジメチル		○・一パーセント未満
りん化水素		一パーセント未満
りん酸		一パーセント未満
りん酸ジノルマルブチル		一パーセント未満
りん酸ジノルマルブチルフェニル		一パーセント未満
りん酸一・二ジブromo一・二ジクロロエチルジメチル (別名ナレド)		○・一パーセント未満
りん酸ジメチル(E)――(N・Nジメチルカルバモイル)――		一パーセント未満
一プロペンニール(別名ジクロトホス)		
りん酸ジメチル(E)――(Nメチルカルバモイル)――		一パーセント未満

	ロペン―ニ―イル（別名モノクロトホス）	
	りん酸ジメチル―メトキシカルボニル―プロペン―ニ―イル （別名メビンホス）	一パーセント未満
	りん酸トリ（オルト―トリル）	一パーセント未満
	りん酸トリス（二・三―ジブromoプロピル）	〇・一パーセント未満
	りん酸トリ―ノルマル―ブチル	一パーセント未満
	りん酸トリフェニル	一パーセント未満
	レソルシノール	〇・一パーセント未満
	六塩化ブタジエン	〇・一パーセント未満
	ロジウム及びその化合物	〇・一パーセント未満
	ロジン	〇・一パーセント未満
	ロテノン	一パーセント未満
備考	名称等を通知すべき危険物及び有害物から除かれる物	

ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のもの

様式第二十一号の二の二(第一面)を次のように改める。

(第1面)

第 号

立 入 検 査 証

写 真

官職 氏 名
年 月 日生

印

又 は

刻印

上記の者は、
の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印

様式第二十一号の二の二の次に次の一様式を加える。



様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

(表面)

第 号

立 入 検 査 証

氏 名
年 月 日生

印
又 は
刻印

上記の者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第96条の2の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 印

(裏面)

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（研究所による労働災害の原因の調査等の実施）

第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 研究所は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替えるものとする。

（研究所に対する命令）

第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五・六 （略）

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第九十一条 （略）

2 （略）

3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第九十三条 （略）

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行なう。

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の三第四項の規定による勧告、第五十七条の四第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 （略）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 （略）

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第三十条の物又は新安衛則第三十一条各号に掲げる物（この省令による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）別表第二に掲げる物に該当するものを除く。）であつて、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第一号1から6まで若しくは新安衛則別表第二の上欄に掲げる物の含有量がその重量の一パーセント未満であるもの又は令別表第三第一号7に掲げる物の含有量がその重量の〇・五パーセント未満であるものについては、平成二十年十一月三十日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七條第一項の規定は、適用しない。

第三条 新安衛則第三十条の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。以下「改正政令」という。）附則第二条第二号及び第三号に掲げる物、旧安衛則別表第二に掲げる物並

びに前条の物に該当するものを除く。)であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十九年五月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

第四条 新安衛則第三十四条の二の物(旧安衛則第三十四条の二の二の物に該当するものを除く。)又は新安衛則第三十四条の二の二各号に掲げる物であつて、令別表第三第一号1から6まで若しくは新安衛則別表第二の二の上欄に掲げる物の含有量がその重量の一パーセント未満であるもの又は令別表第三第一号7に掲げる物の含有量がその重量の〇・五パーセント未満であるものについては、平成二十年十一月三十日までの間は、法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

第五条 新安衛則第三十四条の二の物(改正政令附則第三条第二号及び第三号に掲げる物、旧安衛則第三十条の二の二の物並びに前条の物に該当するものを除く。)であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十九年五月三十一日までの間は、法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

(石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第六条第二十三号ロ、第十八条第三十九号及び別表第九第六百三十二号」を「。次項において「旧令」という。」第六条第二十三号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旧令第十八条第三十九号及び別表第九第六百三十二号の厚生労働省令で定める物は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下、この項において同じ。）を含有する製剤その他の物（石綿の含有量が重量の〇・一パーセント未満であるものを除く。）とする。